

# 恩賜上野動物園 園内広告のご案内

2005. 4. 19

東京都恩賜上野動物園  
財団法人 東京動物園協会  
株式会社キッズプロモーション

# 1. はじめに

東京都恩賜上野動物園は明治15年に日本で最初の動物園として開園して以来、120年以上にわたり多くの都民の憩いの場として親しまれ、現在でも年間300万人以上が訪れる、日本を代表するとともに世界でも有数の動物園です。

自然環境が急速に失われる中で、都会においては野生動物と触れ合う機会は極端に少なくなっています。地球上に生きている多様な動物たちと身近に出会い、ともに生きることの大切さを学び命あるものを尊ぶ心を育成するという動物園の社会的使命は、ますます重要性を増しています。

上野動物園は、来園者が野生動物とのふれあいを楽しみ、学ぶことができるとともに、分かりやすく景観に優れた動物園にしたいと考えています。現在、園内に広告を掲示して民間企業より協賛金を募り、この資金を活用して案内・誘導サインなど環境デザインの整備を進めています。

既に園内の5箇所に、動物解説ボード等が設置され、それぞれ協賛企業の広告が掲出されています。今年につきましても、新規に5箇所に動物解説ボードを設置して、協賛していただける企業を募集いたします。

昨年は、初めての取組みとして協賛の企業を先着順方式で募集したところ、応募者が重複したところが出ました。今年は、より一層の園内サイン整備を進めるため、応募に際して広告料金を提案いただき、最も高い料金を提案された企業を協賛企業とする方式に改めました。

なお、昨年から掲出していただいています5箇所のボードは、今年の9月までの掲出期間となっておりますので、今後夏頃に同様の募集を予定しております。

企業の皆様におかれましては、この趣旨にご理解いただき、皆様のプロモーション活動の一環として活用していただければ幸いです。

## 2. 企画概要

- 【場所】 恩賜上野動物園内
- 【広告物種類】 動物解説ボード(ワシ・タカ、ゴリラ、ゾウ、フラミンゴ、キリン・オカピ) 5種
- 【掲出期間】 1年間 2005年6月下旬～2006年6月下旬
- 【広告スペース及び  
サイズ・仕様】 別紙参照
- 【申込資格】 過去に恩賜上野動物園園内広告事業に掲出したことがなく、  
『上野動物園広告掲示判断基準』に準じ、  
上野動物園園長などにより構成される広告掲示等判定会(以下判定会)  
において承認された法人及び団体  
※広告主、内容、デザインの詳細基準は、『上野動物園広告掲示判断基準』を  
ご参照下さい。
- 【申込の流れ】
1. 指定の掲出申込用紙に申込者名、広告内容、広告料金を明記の上、  
(配達記録付)郵送または宅配便でお送り下さい。(送付先は後述)
  2. 締切日までに申込のあった中で、広告料金の提案が最も高い申込者を  
広告掲示候補者とします。
  3. 広告掲示候補者となった申込者は、掲出デザインをご提出下さい。
  4. 判定会にて、申込者の概要・広告内容・掲出デザインの審査を行い、  
通過した申込者と広告掲示契約をします。
- 【申込受付締切日】 2005年5月10日(火) ※当日必着  
※翌11日開票の上、電話及びFAXにてご連絡申し上げます。

## 【備 考】

1. 申込者は、指定の掲出申込用紙をお使い下さい。指定以外の方法での申込は無効となります。  
※掲出申込用紙は、(財)東京動物園協会ホームページ上でダウンロードできます。  
(財)東京動物園協会 [www.tokyo-zoo.net](http://www.tokyo-zoo.net)
2. 同スポンサーの広告を複数の媒体に掲示することはできません。但し、複数の媒体にお申し込みいただくことは可能です。
3. 公正を期する為、料金その他申込内容は、指定申込書のみで明示し、中が見えないように封をして下さい。指定申込書以外の箇所に内容を記載された場合は、申込を無効といたします。
4. 最低提案料金  
ゾウ／ゴリラ：231万円(税込)、ワシ・タカ／キリン・オカピ／フラミンゴ：168万円(税込) とします。
5. 申込受付後の再申込(提案料金の変更)はできません。
6. 最高提案料金が同額の申込者が複数ある場合、抽選の上、広告掲出候補者といたします。
7. 判定会による審査の結果、広告掲出候補者または広告内容が適当でないと判断された場合は、2番目に広告料金が高かった申込者を繰り上げ候補とし、同様に審査します。
8. ご提出いただいたデザインに対し、判定会より色・文字などの一部修正をお願いする場合があります。
9. 判定会へ複数種類のデザインを提出可能です。その場合、デザインの選択権は判定会側に帰属します。
10. 広告シート製作・施工費は別途実費が必要となります。  
※製作・施工は(財)東京動物園協会側にて行います。  
(ワシ・タカ：8万9千250円、その他10万5千円/1基 ※いずれも税込)
11. 広告掲出契約後のキャンセル料は、提案料金の100%を申し受けます。
12. 支払条件: 掲出時現金

# 3. 募集掲出箇所



## 4. 各広告物詳細

### ＜動物解説ボード＞

●動物の特徴等を解説するボードの下部に広告を両面掲出します。

- ・動物解説ボード「ワシ・タカ」 ※片面仕様
- ・動物解説ボード「ゴリラ」
- ・動物解説ボード「ゾウ」
- ・動物解説ボード「フラミンゴ」
- ・動物解説ボード「キリン・オカピ」

※広告物内容の詳細基準は、『上野動物園広告掲示判断基準』をご参照下さい。

# 1) 動物解説ボード 仕様

- 掲出: 両面
- 材質: ガラス
- 仕様: 再剥離シート



(単位:mm)

# ①動物解説ボード(ワシ・タカ)



場所:猛禽舎入口

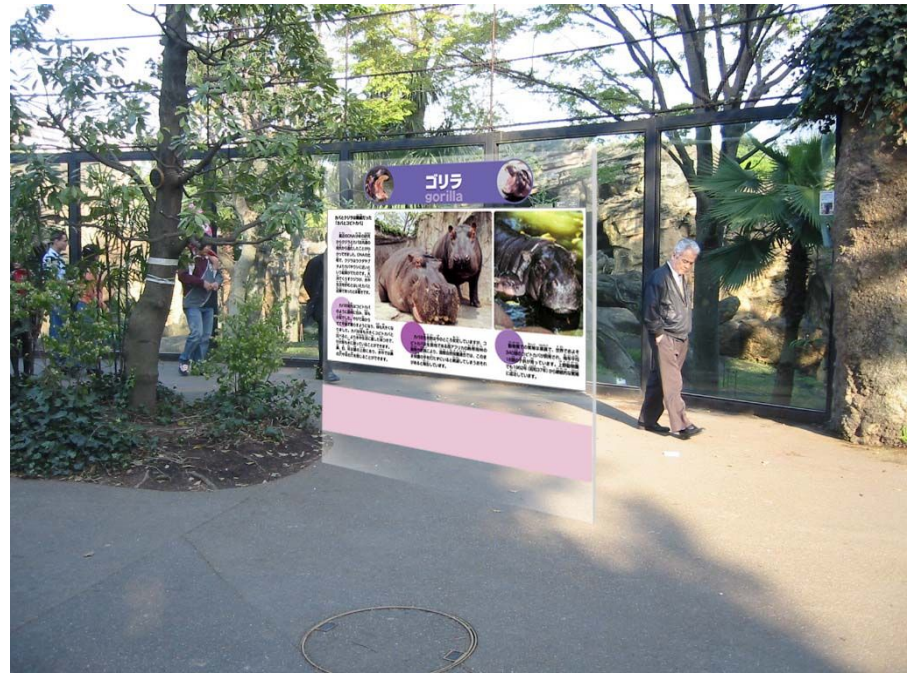
※写真はイメージです。



※写真はイメージです。



## ②動物解説ボード(ゴリラ)



場所:ゴリラ・トラの住む森トイレ前



※写真はイメージです。

※写真はイメージです。

### ③動物解説ボード(ゾウ)



場所:ゾウ舎放飼場付近

※写真はイメージです。



※写真はイメージです。

# ④動物解説ボード(フラミンゴ)



場所:フラミンゴ舎前



※写真はイメージです。

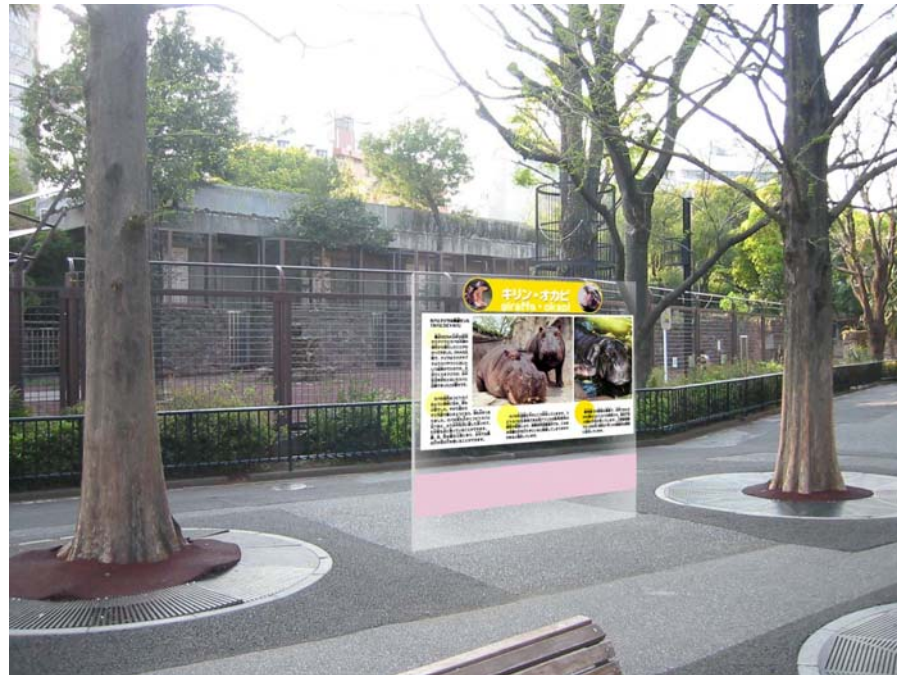
※写真はイメージです。

## ⑤動物解説ボード(キリン・オカピ)



場所:キリン・オカピ舎付近

※写真はイメージです。



※写真はイメージです。

## 5. 掲出申込用紙送付先

### ■掲出申込用紙送付先・お問合せ窓口

株式会社キッズプロモーション

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場4-26-15-101

担当 川上・多田(一)・宮崎

TEL 03-5337-7250

FAX 03-3360-7652

E-mail : n-miya@ckg.co.jp

### ■管理元 財団法人 東京動物園協会

TEL 03-3828-2143

FAX 03-3824-6381

E-mail : ad.ueno.zoo@tzps.or.jp

## 6. 恩賜上野動物園の概略

【沿革】 1882年(明治15年)日本初の動物園として開園

【名称】 東京都恩賜上野動物園

【住所】 東京都台東区上野公園9-83

【敷地面積】 14ヘクタール

【保有個体数】 約420種2400点

【年間入場客数】 約320万人(平成16年度実績)

【入園料】

	個人	団体(20名以上)
一般	600円	480円
中学生	200円	160円
65歳以上	300円	240円

※小学生以下と都内在住・在学の中学生は無料  
※身体の不自由な方(障害者手帳等をお持ちの方)  
と付添者一名は無料  
※平成14年4月1日より65歳以上の方は有料になりました。

【開園時間】 午前9時30分～午後5時(入園券の発売及び入園は午後4時まで)

【無料公開日】 開園記念日(3月20日) みどりの日(4月29日) 都民の日(10月1日)  
老人保健福祉期間中(9月15日～21日)の開園日は、60歳以上の方と付添者一名は入園無料

【休園日】 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝休日、都民の日にあたる場合は、その翌日に休園)  
年末年始(12月29日～翌年1月1日)  
年間開園日数 315日(平成16年度実績)

# 上野動物園広告掲示判断基準

平成17年4月15日一部改正

上野動物園内の広告掲示については、「有料施設内における広告掲示について」(平成14年11月1日付公園緑地部長通達)に基づき、下記のとおり判断基準を定める。

## 記

### 1 基本事項

- ①動物園に掲示する広告として、それに相応しい品位をもったものであること。
- ②広告は、消費者(購入者、利用者等)に対する情報の提供であること。

### 2 掲示基準

- ①広告を掲示できる施設の種類は、環境啓発ボード及び動物解説ボードとする。
- ②広告の形状・模様・色調等は、園の美観を損ねず、周囲の景観と調和のとれたものとする。
- ③環境啓発ボードに掲示できる広告内容は、動物園の普及宣伝や地球環境保全、野生動物保護、希少動物の繁殖、環境学習など動物園事業に貢献する内容が含まれているものとする。
- ④環境啓発ボードに、団体名又は企業名及び商品名並びに商品広告を表示する場合、その表示面積は、原則として同広告施設の表面積の1/2以下で、かつ10㎡以下とする。
- ⑤動物解説ボードに表示できる内容は、団体名又は企業名、商品名及び動物デザインとし、その表示面積は、原則として動物解説ボードの表面積の1/5以下で、かつ2㎡以下とする。
- ⑥広告の掲示期間は、原則として1年とする。

### 3 規制広告基準

#### 3-1 規制の観点

- ①消費者保護の観点
  - ・ 広告を見て行動する消費者に対して不適切な表現
  - ・ 消費者に不利益となる表現
  - ・ 誇大な表現、故意に誤認させる表示
  - ・ 商品・サービス・掲出企業が社会的に不適切なもの
  - ・ 消費者に多大な損害を与える恐れのあるもの

- ② 児童及び青少年保護の観点
  - ・性について露骨、卑猥な表現
  - ・暴力団や殺人その他反社会的な事柄を容認する表現
- ③ 動物園としての観点
  - ・特定の政治宣伝、宗教宣伝を主目的としたもの
  - ・人権侵害、名誉毀損等の恐れがあるもの
  - ・動物園事業に支障のあるもの
- ④ 公正競争規約としての観点
  - ・薬品、不動産、その他各種の公正競争規約に抵触するもの
- ⑤ 各種法律上の観点
  - ・医療法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
  - ・法律で認められていない商品やサービス
- ⑥ その他社会通念上の観点
  - ・暴力や投機をあおる恐れのあるもの
  - ・不安や不快な念をもたらすもの

### 3-2 一般的な表現の規制基準

- ① 根拠のない最大限の表現(誇大広告)
- ② 故意に誤認を誘う表現(不当表示)
- ③ 効果効能の約束
  - ・儲かる、効く、良くなる等
- ④ 人権侵害、名誉毀損、性差別

### 3-3 業種・商品ごとの表示規制等

- ① 不動産広告
  - ・公正競争規約による表示規制
  - ・投げ売り、特売、早い者勝ち等契約を急がせる表示は認めない
- ② コンタクトレンズ
  - ・「コンタクトレンズは医療器具。必ず眼科医の処方により、正しくお使い下さい。」との表示が必要
- ③ 医薬品
  - ・「この薬は、使用上の注意をよく読んで、正しくお使い下さい。」との表示が必要。なお、痩せる、治る、軽くなる等の効果の約束表示は認めない。



④病院・医療機関

- ・医療法(69条;医業等に関する広告の制限、70条;広告することができる診療科名、71条;助産婦等に関する広告の制限)に規定する事項以外は認めない。

なお、美容、整形外科についても医療法の趣旨による。

⑤グループ競合

- ・大型企画、表示内容等は事前に要相談

⑥銀行・信販カード

- ・キャッシング機能表示は事前に要相談
- ・「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること

⑦タイアップ広告・連合

- ・表示内容等は事前に要相談
- ・関連性がありパッケージ化されたものであれば掲出可

⑧情報通信・携帯電話

- ・混雑した車内等では、心臓ペースメーカー等への影響を考慮して携帯電話の電源をお切りください。」等のマナー表示を入れる。

⑨消費者金融

- ・動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。

⑩たばこ

- ・動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。

⑪ 酒

- ・動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。

⑫ 政治宣伝

- ・特定の政党、政派の政治宣伝に関わるので認めない

⑬意見広告

- ・意見発表の場としないので認めない

⑭宗教、宗派

- ・特定の宗教、宗派の宣伝に関わるので認めない

⑮ギャンブル

- ・過度に射幸心を煽る恐れがあるので認めない

## ⑩風俗営業等

- ・動物園は環境学習の場でもあり教育上好ましくないので認めない。(公園緑地部の広告掲示等判定会でも認めていない。)
- ・キャバレー、特殊浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、ファッションマッサージ等及び風俗特殊営業法に定める施設

## ⑪出版広告

原則として市販されている書籍・雑誌の広告を対象とし、その表現内容について下記事項により審査する。

- ・虚偽もしくは不正確な表現で、事実であると誤認される恐れのないかどうか
- ・法規に抵触する恐れのある表現はないかどうか
- ・犯罪を示唆したり、暴力を礼賛するなど、社会的に悪と見なされるものを推奨又は肯定する表現がないかどうか
- ・出版広告の形式をとりながら選挙の事前運動などの売名行為が主な目的の表現内容でないかどうか
- ・性に関する表現が、露骨又は挑発的ではないかどうか
- ・痴漢などの性犯罪を誘発、助長するような表現がないかどうか
- ・男女の別なく不快の念をもたらす表現がないかどうか
- ・性犯罪を興味本位に取り上げた表現はないかどうか
- ・児童や未成年の性行動に関する表現がないかどうか

以上